

業務方法書（案）

1 制度の概要

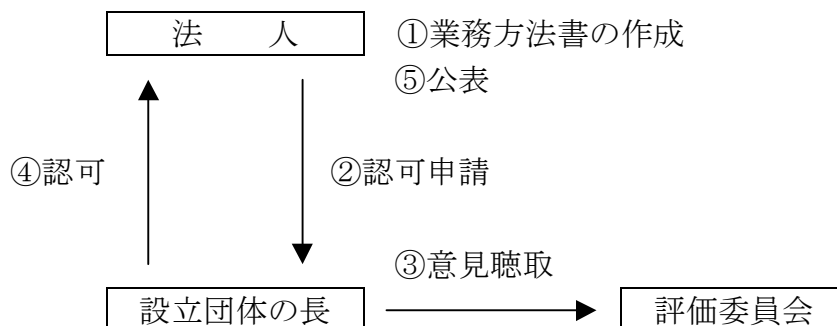
地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の承認を受けなければならない。（法第22条第1項）

(1)業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類のこと。

(2)記載事項は、設立団体の規則で定める。（法第22条第2項）

- ・業務委託の基準
- ・競争入札その他契約に関する基本的事項
- ・その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(3)業務方法書の作成手続き（法第22条第1項、第3項及び第4項）



2 記載事項（素案）

条	規定のポイント
目的	・法人の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資する。
業務運営の基本方針	・中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める。
業務の委託	・業務を効果的かつ効率的に運営するため、業務の一部を委託することが可能
委託契約	・委託の際には受託者と委託契約を締結
競争入札その他契約に関する基本事項	・契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法による
その他	・業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は別に定める。

公立大学法人県立広島大学業務方法書（案）

平成 19 年 4 月 1 日

規程 号

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 22 条第 1 項及び公立大学法人県立広島大学の業務運営等に関する規則(平成 19 年広島県規則第 号)の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第 25 条第 1 項の規定により広島県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（業務の委託）

第 3 条 法人は、公立大学法人県立広島大学定款(平成 18 年 3 月 22 日制定)に規定する業務の一部を委託して実施することが効率的かつ効果的であると認められるときは、当該業務を委託することができる。

（委託契約）

第 4 条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（契約の方法）

第 5 条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

（その他）

第 6 条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、広島県知事の認可の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。